

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

## 香川県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>銃砲等又は刀剣類の所持の許可</u>(第6条—第32条)</p> <p>第3章・附則 略</p> <p>(銃砲刀剣類製造事業等の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 施行規則第4条第4項の規定による<u>銃砲等又は刀剣類</u>の製造、販売又は製作の事業の廃止の届出は、別記様式第2号の<u>銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書</u>を提出して行うものとする。</p> <p>第2章 <u>銃砲等又は刀剣類の所持の許可</u></p> <p>(申請書の添付書類の様式)</p> <p>第7条 施行規則第11条第1項第16号に規定する証明書は、別記様式第5号の<u>銃砲等又は刀剣類所持証明書</u>のとおりとする。</p> <p>(銃砲等又は刀剣類の所持の不許可の通知)</p> <p>第9条 法第4条第1項又は第6条第1項の許可の申請があった場合において、許可をしないときは、別記様式第6号の不許可通知書により行うものとする。</p> <p>(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの取扱い講習会の開催)</p> <p>第10条 法第5条の3第1項に規定する講習会(以下「<u>猟銃等講習会</u>」という。)は、<u>次の表の左欄に掲げる猟銃等講習会の種別に応じ、それぞれ同</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>銃砲</u>又は刀剣類の所持の許可(第6条—第32条)</p> <p>第3章・附則 略</p> <p>(銃砲刀剣類製造事業等の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 施行規則第4条第4項の規定による<u>銃砲刀剣類</u>の製造、販売又は製作の事業の廃止の届出は、別記様式第2号の<u>銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書</u>を提出して行うものとする。</p> <p>第2章 <u>銃砲</u>又は刀剣類の所持の許可</p> <p>(申請書の添付書類の様式)</p> <p>第7条 施行規則第11条第1項第16号に規定する証明書は、別記様式第5号の<u>銃砲刀剣類所持証明書</u>のとおりとする。</p> <p>(銃砲又は刀剣類の所持の不許可の通知)</p> <p>第9条 法第4条第1項又は法第6条第1項の許可の申請があった場合において、許可をしないときは、別記様式第6号の不許可通知書により行うものとする。</p> <p>(猟銃及び空気銃の取扱い講習会の開催)</p> <p>第10条 法第5条の3第1項に規定する講習会(以下<u>単に「講習会」という。</u>)の開催は、<u>次の表のとおり</u>とする。</p>

表の右欄に掲げる者を対象として開催するものとする。

猟銃等講習会の種別	受講対象者
猟銃等経験者講習会	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者
猟銃等初心者講習会	その他の者

2 第5条の3の2第1項に規定する講習会（以下「クロスボウ講習会」という。）は、次の表の左欄に掲げるクロスボウ講習会の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者を対象として開催するものとする。

クロスボウ講習会の種別	受講対象者
クロスボウ経験者講習会	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者
クロスボウ初心者講習会	その他の者

3 令第17条第2項又は第19条の2第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（初心者講習会の講習用資料の交付）

第11条 猟銃等初心者講習会又はクロスボウ初心者講習会（以下「初心者講習会」という。）の受講の申込みがあったときは、当該申込みをした者に対して講習用資料を交付するものとする。

（講習の事項、時間及び方法）

第12条 猟銃等講習会の講習の事項及び時間は、次の表のとおりとする。

講習の事項	講習の時間	
	猟銃等初心者講習会	猟銃等経験者講習会
略		

2 クロスボウ講習会の講習の事項及び時間は、次の表のとおりとする。

講習の事項	講習時間	
	クロスボウ初心者講習会	クロスボウ経験者講習会

講習会の種別	開催の場所及び頻度
法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会（以下「初心者講習会」という。）	高松市において受講予定者数に応じ4箇月に1回程度
法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとする者を受講者とする講習会（以下「経験者講習会」という。）	高松市及び善通寺市においてそれぞれ毎月1回

2 令第17条第2項の規定による公表は、公安委員会の掲示板に掲出するほか、警察署の掲示板に掲出して行うものとする。

（初心者講習会の講習用資料の交付）

第11条 初心者講習会の受講の申込みがあったときは、当該申込みをした者に対して講習用資料を交付するものとする。

（講習の事項、時間及び方法）

第12条 講習会の講習の事項及び時間は、次の表のとおりとする。

講習の事項	講習の時間	
	初心者講習会	経験者講習会
略		

クロスボウの所持に関する法令	3時間	2時間
クロスボウの使用、保管等の取扱い	2時間	1時間

### 3 略

(考查及び講習修了証明書の交付)

#### 第13条 略

- 2 前項の考查は、筆記試験により行うものとする。この場合において、その時間は1時間とし、その問題数は次の表の左欄に掲げる講習会の種別に応じ、同表の中欄に掲げる問題ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

講習会の種別	問 題	問題数
猟銃等初心者講習会	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	25問
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	25問
クロスボウ初心者講習会	クロスボウの所持に関する法令	25問
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	25問

- 3 法第5条の3第2項又は第5条の3の2第2項の講習修了証明書は、初心者講習会の講習にあつては第1項の考查において90パーセント以上の成績を修めた者に対し考查終了後、猟銃等経験者講習会又はクロスボウ経験者講習会の講習にあつては当該講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。

(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の不更新の通知)

#### 第17条 略

(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)

第19条 施行規則第42条第1項第4号又は第42条の2第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考查により行うものとする。

- 2 第13条第2項の規定は、前項の考查について準用する。この場合において、同条第2項中「講習会の種別」とあるのは「射撃指導員の区分」と、「猟銃等初心者講習会」とあるのは「猟銃等射撃指導員」と、「クロスボウ初心者講習会」とあるのは「クロスボウ射撃指導員」と、「25問」とあるのは「10問」と読み替えるものとする。

### 3 略

### 2 略

(考查及び講習修了証明書の交付)

#### 第13条 略

- 2 前項の考查は、筆記試験により行うものとする。この場合において、その時間は1時間とし、その問題数は猟銃及び空気銃の所持に関する法令について25問、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて25問の計50問とする。

- 3 法第5条の3第2項の講習修了証明書は、初心者講習会の講習にあつては第1項の考查において90パーセント以上の成績を修めた者に対し考查終了後、経験者講習会の講習にあつては当該講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。

(猟銃又は空気銃の許可の不更新の通知)

#### 第17条 略

(射撃指導員として必要な知識の有無の認定)

第19条 施行規則第42条第1項第4号に掲げる基準に該当する者であるかどうかの認定は、考查により行うものとする。

- 2 第13条第2項の規定は、前項の考查について準用する。この場合において、同条第2項中「25問」とあるのは「10問」と、「50問」とあるのは「20問」と読み替えるものとする。

### 3 略

(クロスボウ射撃資格の取消しの手続)

第25条の6 法第9条の16第2項において準用する法第9条の5第3項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定の取消しは、別記様式第8号のクロスボウ射撃資格認定取消通知書により行うものとする。

(報告徴収、立入検査等の手続)

第27条 法第10条の6第1項の規定による銃砲等及び実包等の保管状況の報告徴収は、別記様式第11号の保管状況報告徴収通知書により通知し、別記様式第12号の保管状況報告書を提出させて行うものとする。

2・3 略

(保管業に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第28条 第3条第1項の規定は、施行規則第90条第3項の規定により届出者に交付する保管業届出済証明書について準用する。

2 法第10条の8第2項又は第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による猟銃等若しくはクロスボウの保管の設備又は方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令は、別記様式第14号の保管業務改善等命令書により行うものとする。

(銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しの手続)

第30条 法第11条第1項から第7項までの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の取消しは、別記様式第16号の銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書により行うものとする。

(検査の日時及び場所の指定の通知)

第31条 法第13条の規定による銃砲等又は刀剣類の検査の日時及び場所の指定は、書面により通知して行うものとする。

(都道府県公安委員会との連絡)

第32条 令第35条の規定による通知は、香川県警察本部長が定める様式による書面により行うものとする。ただし、令第35条第2項の規定による通知のうち、法第4条第1項第1号又は第3号から第5号の3までの規定による許可に係る許可証の書換えをした場合の通知は、この限りでない。

(銃砲等又は刀剣類の発見の届出の手続)

(報告徴収、立入検査等の手続)

第27条 法第10条の6第1項の規定による銃砲及び実包等の保管状況の報告徴収は、別記様式第11号の銃砲保管状況報告徴収通知書により通知し、別記様式第12号の銃砲保管状況報告書を提出させて行うものとする。

2・3 略

(猟銃等保管業に係る届出済証明書及び改善命令等の手続)

第28条 第3条第1項の規定は、施行規則第90条第3項の規定により届出者に交付する猟銃等保管業届出済証明書について準用する。

2 法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による猟銃等の保管の設備及び方法の改善命令その他危害予防上必要な措置命令は、別記様式第14号の猟銃等保管業務改善等命令書により行うものとする。

(銃砲刀剣類の所持許可の取消しの手続)

第30条 法第11条第1項から第6項までの規定による銃砲刀剣類の所持の許可の取消しは、別記様式第16号の銃砲刀剣類所持許可取消通知書により行うものとする。

(検査の日時及び場所の指定の通知)

第31条 法第13条の規定による銃砲又は刀剣類の検査の日時及び場所の指定は、書面により通知して行うものとする。

(都道府県公安委員会との連絡)

第32条 令第35条の規定による通知は、香川県警察本部長が定める様式による書面により行うものとする。ただし、令第35条第2項の規定による通知のうち、法第4条第1項第1号又は第3号から第5号の2までの規定による許可に係る許可証の書換えをした場合の通知は、この限りでない。

(銃砲又は刀剣類の発見の届出の手続)

第35条 法第23条の規定により銃砲等又は刀剣類を発見した旨の届出があったときは、別記様式第22号の銃砲等又は刀剣類発見届により受理するものとする。ただし、当該届出が法第14条第1項の登録を受けようとする者からの届出である場合は、別記様式第23号の古式銃砲・刀剣類発見届により受理するものとする。

2 前項本文の届出は、法第4条第1項の許可又は法第14条第1項の登録を受けようとする場合を除き、最寄りの交番又は駐在所において行うことができる。

(一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知)

第36条 施行規則第107条の規定による一時保管をした銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

第35条 法第23条の規定により銃砲又は刀剣類を発見した旨の届出があったときは、別記様式第22号の古式銃砲・刀剣類発見届により受理するものとする。

2 前項の届出は、法第4条第1項の許可又は法第14条第1項の登録を受けようとする場合を除き、最寄りの交番又は駐在所において行うことができる。

(一時保管した銃砲刀剣類等の不返還の通知)

第36条 施行規則第107条の規定による一時保管をした銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない旨の通知は、別記様式第24号の不返還通知書により行うものとする。

別記様式第2号（第3条関係）

銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第4項の規定により、銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の<sup>製造</sup>販売を業とする<sub>製作</sub>ことを廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名

主たる事務所の 名称及び所在地	
事業所の名称 及び所在地	
責任者の住所 及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止の時期	
返納の書類	1 銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書 2 使用人届出済証明書

備考

- 届出人が法人である場合は、届出人欄は、その所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第4項の規定により、銃砲刀剣類の<sup>製造</sup>販売を業<sub>製作</sub>とすることを廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名

主たる事務所の 名称及び所在地	
事業所の名称 及び所在地	
責任者の住所 及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止の時期	
返納の書類	1 銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書 2 使用人届出済証明書

備考

- 届出人が法人である場合は、届出人欄は、その所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第3項において準用する同規則第6条第5項

の規定により、人命救助等に従事する者届出済証明書を亡失盗難したので次のとおり届け出  
滅失  
ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）			
所持の 許可を 受けた 者	住 所				
	氏 名				
	所持の許 可に係る 銃砲又は クロスボ ウ	許 可 番 号	種 類		
	型	番 号			
証明書番号及び交付年月日		第 号	年 月 日		
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
届 出 理 由					
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第3項において準用する同規則第6条第5項

の規定により、人命救助等に従事する者届出済証明書を亡失盗難したので次のとおり届け出  
滅失  
ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）			
所持の 許可を 受けた 者	住 所				
	氏 名				
	所持の許 可に係る 銃砲	許 可 番 号	種 類		
	型	番 号			
証明書番号及び交付年月日		第 号	年 月 日		
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
	氏名・生年月日		年 月 日		
	届出人との関係				
氏名・生年月日		年 月 日			
届出人との関係					
届 出 理 由					
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第5項の規定により、使用人届出済証明書を  
亡失  
盗難したので次のとおり届け出ます。  
滅失

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）
使用人	事業者及び 事業所所在地	
	証明書番号及び 交付年月日	第 号 年 月 日
届出 済 証 明 書	所持できる銃砲 若しくはクロス ボウ若しくは刀 剣類又は拳銃部 品の種類	
	使 用 人	
	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
届 出 理 由		
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第5条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条第5項の規定により、使用人届出済証明書を  
亡失  
盗難したので次のとおり届け出ます。  
滅失

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人  
住 所  
氏 名

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失（該当するものを○で囲むこと。）
使用人	事業者及び 事業所所在地	
	証明書番号及び 交付年月日	第 号 年 月 日
届出 済 証 明 書	所持できる銃砲 刀剣類の種類	
	使 用 人	
	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
届 出 理 由		
再 交 付 の 必 要		有 無（該当するものを○で囲むこと。）

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第7条関係）

銃砲等又は刀剣類所持証明書

年 月 日

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

次の者は、業務のために銃砲等又は刀剣類を所持する者であることを証明します。

業務のため所持する者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
業務のため所持する銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の種類		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第7条関係）

銃砲刀剣類所持証明書

年 月 日

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

次の者は、業務のために銃砲又は刀剣類を所持する者であることを証明します。

業務のため所持する者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
業務のため所持する銃砲又は刀剣類の種類		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第9条、第17条関係）

不 許 可 通 知 書  
不 更 新

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 猟銃（ライフル銃、散弾銃）  
空気銃の所持許  
クロスボウ  
その他（ ）

許可については、次の理由により許可しないので通知する。  
可更新

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第9条、第17条関係）

不 許 可 通 知 書  
不 更 新

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 猟銃（ライフル銃、散弾銃）  
空気銃の所持許  
その他（ ）

許可については、次の理由により許可しないので通知する。  
可更新

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第21条、第24条、第25条の6関係）

教 習 資 格  
練 習 資 格 認定取消通知書  
クロスボウ射撃資格

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当すると認められ、同法第9条の5第3項において準用する同法第9条の5第9条の10第3項  
第9条の16第2項の教 習 資 格の認定を取り消したので通知する。  
練 習 資 格  
クロスボウ射撃資格

理 由

備考

- 1 あなたに交付しました教習資格認定証、練習資格認定証又はクロスボウ射撃資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納してください。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第21条、第24条関係）

教 習 資 格 認定取消通知書  
練 習 資 格

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたは、次の理由により銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当すると認められ、同法第9条の5第3項において準用する同法第9条の5第9条の10第3項の規定により、教習資格の認定を取り消したので通知する。  
練習資格

理 由

備考

- 1 あなたに交付しました教習資格認定証又は練習資格認定証は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に添えて速やかに返納してください。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の2（第25条の2関係）

年少射撃資格不認定通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった年少射撃資格の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	銃 砲 の 種 別	
	猟銃等射撃指導員の氏名	
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の2（第25条の2関係）

年少射撃資格不認定通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった年少射撃資格の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	銃 砲 の 種 別	
	射撃指導員の氏名	
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号（第27条関係）

保管状況報告徴収通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたが所持している銃砲等及び実包等の保管状況について、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則第27条第1項の保管状況報告書により、年 月 日までに報告するよう通知する。

別記様式第11号（第27条関係）

銃砲保管状況報告徴収通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

あなたが所持している銃砲及び実包等の保管状況について、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則第27条第1項の銃砲保管状況報告書により、年 月 日までに報告するよう通知する。

別記様式第12号（第27条関係）

(表)  
保管状況報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

報告者 住 所  
職 業  
氏 名  
(電話 )

所持している銃砲等の種類及び数量	ライフル銃丁	散弾銃丁	空気銃丁	その他の銃砲丁	クロスボウ本	計丁(本)
保管設備の場所	1 独立家屋 2 アパートの一室 3 間借り					
同居人の有無	1 有(家族・他人) 2 無					
保管設備の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他					
施錠設備	1 有 2 無					
保管設備(大きさ、形状) 1 大きさ タテ cm ヨコ cm 奥行き cm 2 形状(該当するものを○で囲む。) 真四角 長方形(縦長) 長方形(横長) その他( )	(写真貼付)  報告者と保管設備が共に撮影された写真を貼り付けること。					
実包等保管設備設置の状況						
銃砲等に適合する実包等を銃砲等と別に保管できる設備があるか。 有 無						
施錠設備 有 無						
実包等保管設備の種別 1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他						
火薬類の貯蔵設備	1 有 2 無					

別記様式第12号（第27条関係）

(表)  
銃砲保管状況報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

報告者 住 所  
職 業  
氏 名  
(電話 )

所持している銃の種類及び数量	ライフル銃丁	散弾銃丁	空気銃丁	その他の銃砲丁	計丁
保管設備の場所	1 独立家屋 2 アパートの一室 3 間借り				
同居人の有無	1 有(家族・他人) 2 無				
保管設備の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他				
施錠設備	1 有 2 無				
保管設備(大きさ、形状) 1 大きさ タテ cm ヨコ cm 奥行き cm 2 形状(該当するものを○で囲む。) 真四角 長方形(縦長) 長方形(横長) その他( )	(写真貼付)  報告者と保管設備が共に撮影された写真を貼り付けること。				
装弾庫設置の状況					
銃砲に適合する実包、空砲又は金属性弾丸を銃と別に保管できる設備があるか。 有 無					
施錠設備 有 無					
装弾庫の種別 1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他					
火薬類の貯蔵設備	1 有 2 無				

(裏)

<p>保管の状況</p> <p>(保管設備の扉を開け、中に銃砲等を置いた状態で撮影した写真を貼り付けること。)</p>	
<p>保管設備の設置場所</p> <p>(銃砲等及び実包等の保管設備の家屋内での位置略図を記入すること。)</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

<p>保管の状況</p> <p>(保管設備の扉を開け、中に銃砲を置いた状態で撮影した写真を貼り付けること。)</p>	
<p>保管設備の設置場所</p> <p>(銃砲の保管設備及び装弾庫の家屋内での位置略図を記入すること。)</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号（第27条、第28条関係）

銃砲保管状況改善等命令書  
保管業務

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第6項において準用する  
第10条の8第2項において準用する 同法第9条の7第  
第10条の8の2第2項において準用する

3項の規定により、次のとおり保管の設備又は方法の改善  
危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずる。

銃砲所持者 保管業者	氏名又は名称	
	住 所	
命 令 の 内 容		
命 令 を 行 う 理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号（第27条、第28条関係）

銃砲保管状況改善等命令書  
猟銃等保管業務

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第6項において準用する  
第10条の8第2項において準用する 同法第9条の7第3項の

規定により、次のとおり保管の設備又は方法の改善  
危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずる。

銃砲所持者 保管業者	氏名又は名称	
	住 所	
命 令 の 内 容		
命 令 を 行 う 理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第29条関係）

指 示 書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第1項第2項の規定により、次のとおり危害予防上必要な措置を執るよう指示する。

銃砲等又は 刀剣類所持 者又は年少 射撃資格者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第29条関係）

指 示 書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第1項第2項の規定により、次のとおり危害予防上必要な措置を執るよう指示する。

銃砲刀剣類 所持者又は 年少射撃 資格者	住 所	
	氏 名	
指 示 の 内 容		
指 示 を 行 う 理 由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号（第30条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第 項の規定により、次のとおり所持許可を取り消したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	許 可 の 取 消 し			
	銃 種 等	許 可 年 月 日	許 可 番 号	
処 分 理 由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号（第30条関係）

銃砲刀剣類所持許可取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第 項の規定により、次のとおり所持許可を取り消したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	許 可 の 取 消 し			
	銃 の 種 別	許 可 年 月 日	許 可 番 号	
処 分 理 由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2（第30条の2関係）

年少射撃資格認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3第1項の規定により、次のとおり年少射撃資格の認定を取り消したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	認 定 の 取 消 し			
	銃 の 種 別	認 定 年 月 日	認 定 番 号	
処 分 理 由				
獵銃等射撃指導員	住 所			
	職 業			
	氏 名			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2（第30条の2関係）

年少射撃資格認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3第1項の規定により、次のとおり年少射撃資格の認定を取り消したので通知する。

認定を取り消したので通知する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
処 分 内 容	認 定 の 取 消 し			
	銃 の 種 別	認 定 年 月 日	認 定 番 号	
処 分 理 由				
射撃指導員	住 所			
	職 業			
	氏 名			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21号（第33条、第34条関係） 略

別記様式第22号（第35条関係）

銃砲等又は刀剣類発見届

銃砲等又は刀剣類を発見したので、銃砲刀剣類所持等取締法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

警察署長 殿

届出人  
住所  
氏名  
(電話 )

発見物件	
発見年月日	年 月 日
発見場所	
発見の端緒	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号（第35条関係） 略

別記様式第24号（第36条関係） 略

別記様式第21号（第33条、第34条関係） 略

別記様式第22号（第35条関係） 略

別記様式第23号 削除

別記様式第24号（第36条関係） 略

(香川県公安委員会公印規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会公印規則（平成12年香川県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																
<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>		<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公安委員会がその権限のうちの一部のものを行う場合にのみ使用する公印の形式及び用途は、次の表のとおりとする。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>形</th> <th>式</th> <th>用</th> <th>途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td> </td> <td>略</td> <td> <p>1 猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の許可年月日欄、確認欄又は更新年月日欄に印を押す場合</p> <p>2 猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の記載事項の抹消を行う場合</p> <p>3～5 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>		形	式	用	途	略				6		略	<p>1 猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の許可年月日欄、確認欄又は更新年月日欄に印を押す場合</p> <p>2 猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の記載事項の抹消を行う場合</p> <p>3～5 略</p>	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>形</th> <th>式</th> <th>用</th> <th>途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td> </td> <td> <p>法令の規定により公安委員会の権限に属する事務に係る文書について次に掲げる場合に使用</p> <p>1 猟銃・空気銃所持許可証の許可年月日欄、確認欄又は更新年月日欄に印を押す場合</p> <p>2 猟銃・空気銃所持許可証の記載事項の抹消を行う場合</p> <p>3～5 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>		形	式	用	途	略				6		<p>法令の規定により公安委員会の権限に属する事務に係る文書について次に掲げる場合に使用</p> <p>1 猟銃・空気銃所持許可証の許可年月日欄、確認欄又は更新年月日欄に印を押す場合</p> <p>2 猟銃・空気銃所持許可証の記載事項の抹消を行う場合</p> <p>3～5 略</p>	略			
形	式	用	途																															
略																																		
6		略	<p>1 猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の許可年月日欄、確認欄又は更新年月日欄に印を押す場合</p> <p>2 猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の記載事項の抹消を行う場合</p> <p>3～5 略</p>																															
略																																		
形	式	用	途																															
略																																		
6		<p>法令の規定により公安委員会の権限に属する事務に係る文書について次に掲げる場合に使用</p> <p>1 猟銃・空気銃所持許可証の許可年月日欄、確認欄又は更新年月日欄に印を押す場合</p> <p>2 猟銃・空気銃所持許可証の記載事項の抹消を行う場合</p> <p>3～5 略</p>																																
略																																		
3 略		3 略																																

(香川県公安委員会文書規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>		<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、達及び往復文書 記号については、「香公委発」とし、番号</p>	

ア～シ 略

ス 仮領置書、銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る提出命令書及び保管  
状況報告徴収通知書

セ 略

については、総務課に備付けの別記様式第11号の文書発送簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、次に掲げる文書で法令の規定により公印を押すこととされているものについては、警察本部長が定めるところに従い、当該事務の所管課又は警察署に備付けの許可台帳等により、当該種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。

ア～シ 略

ス 仮領置書、銃砲又は刀剣類の提出命令に係る提出命令書及び銃砲保管  
状況報告徴収通知書

セ 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第4条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～27 略					1～27 略				
28 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	第3条第1項第11号	捕鯨用標識銃等の製造業の届出の受理	略		28 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	第3条第1項第11号	捕鯨用標識銃等の製造業又は販売業の届出の受理	略	
	第3条第1項第12号	捕鯨用標識銃等の販売業の届出の受理		○					
	第3条第1項第13号	クロスボウの製造業の届出の受理		○					
	第3条第1項第14号	クロスボウの販売業の届出の受理		○					

第3条第1項第15号	略		
第3条第2項～第3条の2第2項 略			
第4条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可及び不許可		略
第4条第2項・第4条第4項 略			
第4条第5項	法人の従業者の銃砲等又は刀剣類の所持の許可及び不許可		略
第4条の3第1項・第4条の3第2項 略			
第4条の4第1項	許可に係る銃砲等又は刀剣類であるかどうかについての確認		略
第4条の4第2項	略		
第4条の4第3項	番号又は記号の表示命令		○
第5条の3第1項	略		
第5条の3第2項・第5条の3第3項 略			
第5条の3第4項	略		
第5条の3の2第1項	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催		○
第5条の3の2第2項	クロスボウ講習会における講習事項を修得した者の認定及び講習修了証明書の交付		○
第5条の3の2第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付		○

第3条第1項第13号	略		
第3条第2項～第3条の2第2項 略			
第4条第1項	銃砲又は刀剣類の所持の許可及び不許可		略
第4条第2項・第4条第4項 略			
第4条第5項	法人の従業者の銃砲又は刀剣類の所持の許可及び不許可		略
第4条の3第1項・第4条の3第2項 略			
第4条の4第1項	許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについての確認		略
第4条の4第2項	略		
第5条の3第1項	略		
第5条の3第2項・第5条の3第3項 略			
第5条の3第4項	略		

第5条の3の2第4項	クロスボウ講習会の事務の一部委託		○
第5条の4第1項	略		
第5条の4第2項～第5条の5第4項 略			
第6条第1項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持の許可及び不許可	略	
第6条第2項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可の期間の決定	略	
第7条第1項・第7条第2項 略			
第7条の3第2項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新	略	
第7条の3第3項～第8条第5項 略			
第8条第7項	許可の失効に係る銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	略	
第8条第8項	仮領置した失効銃砲等又は失効刀剣類の返還	略	
第8条第9項	仮領置した失効銃砲等又は失効刀剣類の売却又は廃棄	略	
第8条第10項	仮領置した失効銃砲等又は失効刀剣類の売却代金の交付	略	
第8条の2第2項～第9条の2第2項 略			
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定	略	

第5条の4第1項	略		
第5条の4第2項～第5条の5第4項 略			
第6条第1項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の所持の許可及び不許可	略	
第6条第2項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類の所持許可の期間の決定	略	
第7条第1項・第7条第2項 略			
第7条の3第2項	猟銃又は空気銃の所持許可の更新	略	
第7条の3第3項～第8条第5項 略			
第8条第7項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置	略	
第8条第8項	仮領置した失効銃砲刀剣類の返還	略	
第8条第9項	仮領置した失効銃砲刀剣類の売却又は廃棄	略	
第8条第10項	仮領置した失効銃砲刀剣類の売却代金の交付	略	
第8条の2第2項～第9条の2第2項 略			
第9条の3第1項	射撃指導員の指定	略	

第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除		
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定		○
第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	○	
第9条の4第1項	略		
第9条の4第2項～第9条の15第2項 略			
第9条の15第3項	略		
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定及び不認定		○
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格認定証の交付		○
第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付（第5条の3第3項の準用）		○
第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格の認定の取消し（第9条の5第3項の準用）	○	
第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格の認定の取消しに係るクロスボウ射撃資格認定証の返納の受理（第9条の5第3項の準用）		○
第10条の6第1項	許可銃砲等及び実包等の保管状況に関する報告の徴収	略	
第10条の6第2項～第10条の8第3項 略			

第9条の3第2項	射撃指導員の指定の解除		
第9条の4第1項	略		
第9条の4第2項～第9条の15第2項 略			
第9条の15第3項	略		
第10条の6第1項	許可銃砲及び実包等の保管状況に関する報告の徴収	略	
第10条の6第2項～第10条の8第3項 略			

第10条の 8第4項	略		
第10条の 8の2第 1項	クロスボウ保管業の届 出の受理		○
第10条の 8の2第 2項	委託を受けて保管する クロスボウの保管の設 備又は方法の改善命令 その他措置命令（第9 条の7第3項の準用）		○
第10条の 8の2第 3項	クロスボウ保管業者の 業務の廃止命令又は停 止命令		○
第10条の 8の2第 4項	クロスボウ保管業の廃 止の届出の受理		○
第10条の 9第1項	銃砲等又は刀剣類の所 持許可を受けた者に対 する指示	略	
第10条の9第2項 略			
第11条第 1項及び 第2項	銃砲等又は刀剣類の所 持許可の取消し	略	
第11条第 3項	銃砲等の所持許可の取 消し		
第11条第4項 略			
第11条第 5項	猟銃若しくは空気銃又 はクロスボウの所持許 可の取消し	略	
第11条第 6項	略		
第11条第 7項	クロスボウの所持許可 の取消し	○	

第10条の 8第4項	略		
第10条の 9第1項	銃砲又は刀剣類の所持 許可を受けた者に対す る指示	略	
第10条の9第2項 略			
第11条第 1項及び 第2項	銃砲又は刀剣類の所持 許可の取消し	略	
第11条第 3項	銃砲の所持許可の取消 し		
第11条第4項 略			
第11条第 5項	猟銃又は空気銃の所持 許可の取消し	略	
第11条第 6項	略		

第11条第8項	取消し前の許可銃砲等又は許可刀剣類の提出命令及び仮領置並びに調査のため保管している銃砲等又は刀剣類の仮領置	略
第11条第9項	取消し後の銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	
第11条第10項	許可が取り消された場合における仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還	
第11条第11項	許可が取り消されなかった場合における仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還	
第11条第12項	仮領置した取消しに係る銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）	
第11条第12項	仮領置した取消しに係る銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付（第8条第10項の準用）	
第11条の2第1項～第12条第1項		略
第12条の3	許可に係る銃砲等又は刀剣類の調査のための報告の徴収	略
第12条の3	許可に係る銃砲等又は刀剣類の調査のための指定医による受診の命令	

第11条第7項	取消し前の許可銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置並びに調査のため保管している銃砲又は刀剣類の仮領置	略
第11条第8項	取消し後の銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置	
第11条第9項	許可が取り消された場合における仮領置した銃砲刀剣類の返還	
第11条第10項	許可が取り消されなかった場合における仮領置した銃砲刀剣類の返還	
第11条第11項	仮領置した取消しに係る銃砲刀剣類の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）	
第11条第11項	仮領置した取消しに係る銃砲刀剣類の売却代金の交付（第8条第10項の準用）	
第11条の2第1項～第12条第1項		略
第12条の3	許可に係る銃砲又は刀剣類の調査のための報告の徴収	略
第12条の3	許可に係る銃砲又は刀剣類の調査のための指定医による受診の命令	

第13条	許可に係る銃砲等又は刀剣類の検査の実施及び報告の要求	
第13条の2 略		
第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管	略
第13条の3第2項	調査のため保管した銃砲等又は刀剣類の返還	
第13条の3第3項～第22条の3第2項 略		
第24条の2第8項	一時保管の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）	略
第24条の2第8項	一時保管の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃の売却代金の交付（第8条第10項の準用）	
第26条第1項 略		
第26条第2項	災害、騒乱等の事態における許可又は登録の銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	略
第26条第3項 略		
第26条第5項	災害、騒乱等の事態における告示期間満了等による仮領置した許可又は登録の銃砲等又は刀剣類の返還	略
第27条第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令	
第27条第3項	提出命令により提出した銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄（第8条	

第13条	許可に係る銃砲又は刀剣類の検査の実施及び報告の要求	
第13条の2 略		
第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令及び保管	略
第13条の3第2項	調査のため保管した銃砲又は刀剣類の返還	
第13条の3第3項～第22条の3第2項 略		
第24条の2第8項	一時保管の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の売却又は廃棄（第8条第9項の準用）	略
第24条の2第8項	一時保管の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の売却代金の交付（第8条第10項の準用）	
第26条第1項 略		
第26条第2項	災害、騒乱等の事態における許可又は登録の銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置	略
第26条第3項 略		
第26条第5項	災害、騒乱等の事態における告示期間満了等による仮領置した許可又は登録の銃砲刀剣類の返還	略
第27条第1項	銃砲刀剣類の提出命令	
第27条第3項	提出命令により提出した銃砲刀剣類の売却又は廃棄（第8条第9項	

	第9項の準用)		
第27条第3項	提出命令により提出した銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付（第8条第10項の準用）		
第27条の2第1項～第28条の2第7項 略			
第29条第1項	銃砲等又は刀剣類を所持する者に係る申出の受理	略	
第29条第2項 略			
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第2条第3号・第6条第1項 略		
	第6条第2項	芸能公演又は博覧会展示等のため銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者に対する許可の期間の定め	略
	第17条第2項 略		
	第18条	略	
	第19条の2第2項	クロスボウ講習会の開催日時、場所等の公表	○
	第19条の3	審査の実施	○
	第20条第1項	略	
	第21条第1項・第24条第1項 略		
	第24条第2項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可の期間の延長	略
	第26条第2項～第35条第2項 略		
第35条第3項	他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲等又	略	

	の準用)		
第27条第3項	提出命令により提出した銃砲刀剣類の売却代金の交付（第8条第10項の準用）		
第27条の2第1項～第28条の2第7項 略			
第29条第1項	銃砲刀剣類を所持する者に係る申出の受理	略	
第29条第2項 略			
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第2条第3号・第6条第1項 略		
	第6条第2項	芸能公演又は博覧会展示等のため銃砲又は刀剣類を所持しようとする者に対する許可の期間の定め	略
	第17条第2項 略		
	第18条	略	
	第20条第1項	略	
	第21条第1項・第24条第1項 略		
	第24条第2項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類の所持許可の期間の延長	略
	第26条第2項～第35条第2項 略		
	第35条第3項	他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣	略

		は刀剣類の所持許可証の書換え又は再交付の申請の受理の通知	
第35条第4項	他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の許可証の返納の通知		
第35条第5項	他の都道府県公安委員会への猟銃等販売事業者等からの銃砲等の所持許可証の返納の通知		
第35条第6項 略			
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)			
第1条第2項～第12条第2項 略			
第18条	略		
第18条の2第2項	表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付		○
第18条の2第3項	クロスボウ番号標の亡失等の届出の受理		○
第20条	講習会の受講申込みの受理	略	
第23条・第26条 略			
第35条第1項及び第2項	略		
第38条～第45条 略			
第46条第1項	射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理	略	
第46条第2項～第80条 略			
第90条第2項	保管業届出書の記載事項変更届出書の受理	略	
第90条第3項 略			

		類の所持許可証の書換え又は再交付の申請の受理の通知	
第35条第4項	他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類の許可証の返納の通知		
第35条第5項	他の都道府県公安委員会への猟銃等販売事業者等からの銃砲の所持許可証の返納の通知		
第35条第6項 略			
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)			
第1条第2項～第12条第2項 略			
第18条	略		
第20条	猟銃等講習会の受講申込みの受理	略	
第23条・第26条 略			
第35条第1項	略		
第38条～第45条 略			
第46条第1項	射撃指導員指定書記載事項変更届出書の受理	略	
第46条第2項～第80条 略			
第90条第2項	猟銃等保管業届出書の記載事項変更届出書の受理	略	
第90条第3項 略			

第93条	保管業務廃止等命令書の交付	略
第94条 略		
第96条	調査のため保管する銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品に係る保管書の交付	略
第97条	調査のため保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還時の保管書及び受領書の受理	略
第100条第2項～第108条 略		
第113条	銃砲等又は刀剣類の提出命令書の交付	略
第114条・第117条 略		

(3)～(5) 略

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)	第9条～第25条の2 略		
	第25条の4	略	
	第25条の6	クロスボウ射撃資格認定取消通知書の交付	○
	第27条第1項	保管状況報告徴収通知書の交付及び保管状況報告書の受理	略
	第27条第2項・第27条第3項 略		
	第28条第2項	保管業務改善等命令書の交付	略
	第29条 略		
	第30条	銃砲等又は刀剣類所持許可取消通知書の交付	略
	第30条の2～第38条の2第4項 略		

29～102 略

備考

第93条	猟銃等保管業務廃止等命令書の交付	略
第94条 略		
第96条	調査のため保管する銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品に係る保管書の交付	略
第97条	調査のため保管した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還時の保管書及び受領書の受理	略
第100条第2項～第108条 略		
第113条	銃砲刀剣類の提出命令書の交付	略
第114条・第117条 略		

(3)～(5) 略

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第15号)	第9条～第25条の2 略		
	第25条の4	略	
	第27条第1項	銃砲保管状況報告徴収通知書の交付及び銃砲保管状況報告書の受理	略
	第27条第2項・第27条第3項 略		
	第28条第2項	猟銃等保管業務改善等命令書の交付	略
	第29条 略		
	第30条	銃砲刀剣類所持許可取消通知書の交付	略
	第30条の2～第38条の2第4項 略		

29～102 略

備考

略

略

附 則

- 1 この規則は、令和4年3月15日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則別記様式第2号から別記様式第5号まで及び別記様式第12号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。